

自動車の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十九号

自動車の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則

自動車の管理及び使用に関する規則（昭和四十三年五月奈良県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「本庁の課」の下に「（南部東部振興課を除く。）」を加え、「うだ・アニマルパーク振興室」を「移住・交流推進室、うだ・アニマルパーク振興室及び新総合医療センター建設室」に改め、「センター」の下に「（産業振興総合センターを除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。